

公立大学法人熊本県立大学の役員の給与に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公立大学法人熊本県立大学の役員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 役員の給与は、理事長、副理事長及び常勤の理事（以下「常勤役員」という。）については、基本給、通勤手当及び期末手当とし、非常勤の理事及び監事（以下「非常勤役員」という。）については非常勤役員手当とする。

(給与の支給日)

第3条 常勤役員の給与（期末手当を除く。）は、毎月21日に支給する。

2 期末手当は、6月30日及び12月10日に支給する。

3 前2項に規定する日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日（以下「休日」という。）日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

(基本給)

第4条 常勤役員の基本給月額を、次表に定める号給とする。

号給	基本給月額
1	728,000
2	784,000
3	843,000
4	922,000
5	994,000

2 前項の号給は、常勤役員に就任する者の経歴等を勘案し、経営会議及び理事会の議を経て、理事長が決定するものとする。

3 理事長は、前項の規定にかかわらず、その者の業務実績に応じ、同項の規定による基本給月額の100分の20の範囲内で、経営会議及び理事会の議を経て、これを増額し、又は減額することができる。

(非常勤役員手当)

第5条 非常勤役員手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 理事 日額 30,000円

(2) 監事 日額 30,000円

2 非常勤役員手当は、非常勤役員が執務を行った日に支給するものとする。

(通勤手当)

第6条 常勤役員の通勤手当は、公立大学法人熊本県立大学職員給与規則(以下「職員給与規則」という。)の例による。

(期末手当)

第7条 常勤役員の期末手当は、職員給与規則の例による。ただし、職員給与規則第28条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の160」と、「100分の160」とあるのは「100分の175」とする。

(月の途中で就任又は退職した場合の給与)

第8条 月の初日以外の日において新たに就任した常勤役員に就任当月分の給与(通勤手当及び期末手当を除く。以下この条及び次条において同じ。)を支給する場合は、給与の日額に月の初日からその者が常勤役員となった日の前日にいたるまでの土曜日、日曜日及び休日以外の日の数を乗じて得た額を給与月額から控除する。

2 月の末日以外の日において退職した常勤役員に退職当月分の給与を支給する場合は、給与の日額に、その者が退職した日の翌日から月の末日にいたるまでの土曜日、日曜日及び休日以外の日の数を乗じて得た額を給与月額から控除する。ただし、死亡した者に対する死亡当月分の給与は、当月分の給与月額の全額を支給する。

(給与の日額)

第9条 前条に規定する給与の日額は、給与月額を当該月の土曜日、日曜日及び休日以外の日で除して得た額とする。

(給与の支払方法)

第10条 常勤役員の給与は、その全額を通貨で直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき常勤役員の給与から控除すべき金額がある場合には、その常勤役員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、常勤役員が給与の全部又は一部につき自己の預貯金口座への振り込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(端数の処理)

第11条 この規則により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、役員の給与の支給に関し必要な事項は、職員の例による。

附則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。